


所管部課	子育て支援部保育課	部長	吉沢 寿子	
件名	東大和市立狭山保育園等給食実施要綱の一部を改正する要綱について			
		区分	1 審議事項	○
			2 報告事項	
関係事項	条例規則	東大和市会計年度任用職員の任用等に関する規則		
	部課機関			
<p>1. 要旨</p> <p>(1) 改正理由 令和2年度より、現在の臨時職員及び嘱託員制度が会計年度任用職員制度へ移行することに伴い、上記要綱の一部を改正するものである。</p> <p>(2) 改正内容 「、嘱託員及び臨時職員」を「及び会計年度任用職員」に改める。</p> <p>(3) 施行日 令和2年4月1日からとする。</p> <p>(4) 影響及び効果 狭山保育園等における、会計年度任用職員の給食の実施について、適切な執行が可能となる。</p>				
<p>2. 経過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>文書課において審査済み</p>				
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p> <p>特になし</p>				
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議における報告終了後、速やかに起案の事務を進めたい。</p>				
<p>5. 審議結果</p>				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。